

## 東根市学校運営協議会の設置等に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協議会の目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、東根市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画及び学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

### (設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長並びに当該対象学校に在籍する児童生徒の保護者及び当該対象学校の所在する地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

### (学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営方針に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に基づき、当該対象学校の運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。ただし、個人を特定した意見でないものであって、承認された学校運営の基本方針の実現に資するもの又は学校の教育上の課題を踏まえた建設的なものに限るものとする。

3 前項の場合において、当該職員の任命権者が山形県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）である場合には、教育委員会を経由し、県教育委員会に対して意見を述べることができる。

4 協議会は、前3項の規定により教育委員会又は県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次の各号に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校に在籍する児童生徒の保護者、対象学校が所在する地域住民等の理解を深めること。

(2) 対象学校と対象学校に在籍する児童生徒の保護者、対象学校が所在する地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、15名以内とする。ただし、第3条第1項の規定により2以上の

学校について1の協議会を置く場合においては、この限りでない。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域住民等
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員に欠員が生じた場合には、教育委員会は新たに委員を任命することができる。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職職員の身分を有する。

（守秘義務等）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

（任期）

第10条 委員の任期は、第8条第2項の規定による任命の日から当該任命の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中においても委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条の規定に違反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められる場合

4 教育委員会は、前項の規定により委員を解任する場合は、その理由を示さなければな

らない。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開する。ただし、協議会が公開しないことが適当と認める事項については、公開しないことができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生

じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(運営に必要な事項等)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。